

先行技術に記載された効果が劣っている比較例の進歩性判断への影響に関する判例分析（薄ゲージの定圧縮率弾性繊維からなる高強度繊維及びその製造方法事件）

台湾特許実務において、阻害要因という主張が認められることは少ない。先行技術において、特定の技術的特徴の採用を明確に除外する記載がある場合に限り、先行技術に阻害要因が存在することが認められる。しかし、先行技術の明細書において、係争発明と関連する技術内容が、効果が比較的劣っている比較例に示されている場合、当該比較例に阻害要因が存在するという主張の代わりに、当業者には当該比較例を基に、更に改良を加えることで係争発明を完成させる動機がないと主張することは認められるだろうか。

この点について、台湾知的財産及び商事裁判所は最近、「米ルーブリゾール・アドバンスト・マテリアルズ有限会社 v 台湾 BASF 株式会社」の特許無効審判事件（知的財産及び商事裁判所 111（2022）年行專訴字第 22 号判決）において、最新の見解を示した。同裁判所は、進歩性の有無は、当業者が先行技術の技術内容に基づき本件発明を容易に完成できるか否かで判断すべきであり、引用された先行技術や技術手段が失敗例、実施例、又は比較例であるか否かと必ずしも関係しているとは限らないと表明した。

事件経緯

米ルーブリゾール・アドバンスト・マテリアルズ有限会社（原告）は、第 I523980 号台湾特許「薄ゲージの定圧縮率弾性繊維からなる高強度繊維及びその製造方法」（以下、本件特許）の特許権者である。台湾 BASF 株式会社（無効審判請求人、行政訴訟参加人）は、2019 年 7 月 4 日に本件特許に対し無効審判を請求した。台湾特許庁は、「請求項 1～9、11～16 について、無効審判請求を認容し、特許権を取り消すべきである」と、「請求項 10、17～19 について、無効審判請求を棄却する」との審決を下した。

原告は、原処分の請求認容の部分を不服とし、訴願を提起したが、訴願委員会により棄却された。その後、原告は更に行政訴訟を提起したが、知的財産及び商事裁判所による審理の結果、請求項 1～9 及び 11～16 は進歩性を有しないと再び認定され、無効審判請求が認容され、訴願決定が維持された（知的財産及び商事裁判所 111（2022）年行専訴字第 22 号判決）。

本件特許請求項 1 と証拠 2 の技術解析

本件特許は、少なくとも 400%の限界伸び率を有し、100%から 200%伸び率の間の負荷及び除荷サイクル時に比較的平らな、かつ／又は、一定のモジュラスを有する薄ゲージ、定圧縮率、高強度繊維を提供する。

本件特許請求項 1 において、以下の内容が記載されている。

本架橋された熱可塑性ポリウレタンから作製される熔融紡糸された弾性繊維であって、該繊維は、少なくとも 400%の限界伸び率を有し、且つ、負荷サイクルにおいて、

- ①100%伸び率で 1 デニールあたり 0.023 重カグラム未満、
- ②150%伸び率で 1 デニールあたり 0.036 重カグラム未満、
- ③200%伸び率で 1 デニールあたり 0.053 重カグラム未満の応力値を示し、

該熔融紡糸された弾性繊維は、除荷サイクルにおいて、

- ①200%伸び率で 1 デニールあたり 0.027 重カグラム未満、
- ②150%伸び率で 1 デニールあたり 0.018 重カグラム未満、
- ③100%伸び率で 1 デニールあたり 0.015 重カグラム未満の応力値を示し、

該熱可塑性ポリウレタンは、

(a)500 から 10,000 までの数平均分子量を有する 直鎖ヒドロキシル末端ポリエステルと、

(b)ポリイソシアネートと、

(c)2 個から 10 個までの炭素原子を有するグリコール鎖延長剤とを含む混合物から調製される、繊維。

証拠 2 は、第 1639026 B1 号ヨーロッパ特許「Melt spun polyether tpu fibers having mixed polyols and process（ポリオールを混合した熔融紡糸ポリエーテル TPU 繊維及びプロセス）」である。証拠 2 は、繊維が破断するまでの長い実行時間を達成しつつ、TPU 繊維を熔融紡糸するための高分子量ポリエーテルヒドロキシル末端中間体から製造された熱可塑性物質（TPU）を使用可能にすることを目的とする。

証拠 2 の実施例 6 は比較例であり、本件特許請求項 1 の主な技術的特徴を開示している。証拠 2 の実施例 6 と本件特許請求項 1 に係る発明の相違点は、以下の二点のみである。

	証拠 2 実施例 6	本件特許請求項 1
(1) 除荷サイクルにおける、150% 伸び率での 1 デニールあたりの応力値	0.018 重カグラム	0.018 重カグラム 未満
(2) 除荷サイクルにおける、100% 伸び率での 1 デニールあたりの応力値	0.015 重カグラム	0.015 重カグラム 未満

しかし、両者で示されている応力値は、極めて近いものである。

証拠 2 の実施例 5 は実施例である。証拠 2 の実施例 5 と本件特許請求項 1 に係る発明の相違点は、以下の二点のみである。

1. 証拠 2 の実施例 5 では、本件特許請求項 1 の除荷サイクルにおける応力値が直接に開示されていない。
2. 証拠 2 の実施例 5 では、ポリエステル中間体の代わりに、ポリエーテル中間体を使用して TPU（即ち、本件特許請求項 1 の熱可塑性ポリウレタン）を合成した。つまり、**証拠 2 の実施例 5 では、本件特許請求項 1 の直鎖ヒドロキシル末端ポリエステルが開示されていない。**

本件の争点

上記より、本件の争点は以下の通りである。

1. 先行技術の比較例は、本件特許が進歩性を有しない証拠になり得るか。即ち、**当業者には、先行技術に記載の効果が劣っている比較例を採用し、更に改良を加えることで本件発明を完成させる動機があるか否か。**
2. 当業者には、先行技術の実施例及び比較例を参考し、これらを組み合わせることにより本件発明を完成させる動機があるか否か。

最高行政裁判所（第二審）の見解

1. 証拠 2 の実施例 6 の TPU は本件特許の発明の目的に反するか否かについて

原告は、以下の通りに主張した。

「証拠 2 の実施例 6 は比較例である。証拠 2 明細書において、実施例 6 の TPU はポリエステル繊維の染色サイクルに耐えることができないことと、その耐熱性は、ポリエステル繊維と配合して弾性繊維を製造するには、許容できないほどに低かったことが開示されている。そのため、証拠 2 の実施例 6 は、本件特許の発明の目的である衣類を作ることと反しており、請求項 1 の保護対象である『熔融紡糸された弾性繊維』に該当しない。」

これに対し、裁判所は以下の通りに認定した。

証拠 2 明細書【0053】において、その繊維は下着やスポーツウェア等の織物の製造に用いることができると明記されている。当業者は前記繊維で製造した衣料品はある程度の快適性を備えることが理解できるため、証拠 2 は本件特許の発明の目的に沿わない、又は反すると認定するのは難しい。

また、本件特許請求項 1 で限定されている保護対象は「熔融紡糸された弾性繊維」で、前記繊維はポリエステル繊維との配合により形成された弾性繊維であるという限定はされていないため、TPU 繊維のみで形成された弾性繊維は除外されておらず、証拠 2 の実施例 6 は本件特許請求項 1 の保護対象に該当しないとも言い難い。

2. 証拠 2 の実施例 6 には、本件発明についての阻害要因があるか否かについて

原告は、以下の通りに主張した。

「証拠 2 の実施例 6 に係る TPU は染色できず、無染色織物は応用市場があるはずがないため、当業者は実施例 6 は証拠 2 における唯一の徹底的に失敗した実施例であることが理解でき、染色も応用もできない実施例 6 を選択し、改良する動機がない。したがって、実施例 6 は、本件発明を完成させる阻害要因となる。」

これに対し、裁判所は以下の通りに認定した。

- i. 証拠 2 明細書【0075】の記載によれば、その本意は実施例 6 に係る TPU がポリエステル繊維を染色する際の「130°Cで 60 分間」という特定の条件でのサイクル操作に耐えられないことに過ぎない。また、染料を使用していないため、無染色織物は織物表面の染料によるアレルギーや、染色プロセスに由来する廃棄物処理等の環境問題を減少させることができ、敏感肌であるユーザーや環境意識の高い消費者などを引き付ける可能性が高い。

したがって、前記実施例 6 に係る TPU は、市場での応用性がないため、当業者により改良開発できる対象として見なされないことは必然であるとも言い難く、実施例 6 に阻害要因が存在すると認定するのは難しい。

- ii. 更に、発明が進歩性を有するか否かに関する判断は、当業者が先行技術の技術内容に基づき本件発明を容易に完成できるか否かで判断すべきであり、引用された先行技術や技術手段が失敗例、実施例、又は比較例であるか否かと必ずしも関係しているとは限らない。前記先行技術で開示されている内容にまだ開発する余地や発展可能性があり、当業者はそれを改良する動機があれば、前記先行技術は再創作（イノベーション）の起点となる可能性があるため、ある発明が進歩性を有するか否かを判断する基礎となり得る。

3. 証拠 2 の実施例 5 に基づき本件発明を完成できるか否かについて

原告は、以下の通りに主張した。

「証拠 2 の実施例 5 と、本件特許の前記請求項で限定されている発明との相違点は、少なくとも繊維の材料（ポリエーテル中間体又はポリエステル中間体）、除荷サイクルにおける応力値等があるため、当業者は前記実施例 5 に係る TPU に基づき、本件特許のような発明を完成できない。」

これに対し、裁判所は以下の通りに認定した。

証拠 2 明細書【0004】において、その繊維はポリエーテル中間体又はポリエステル中間体を含有する原料を反応させることで製造でき、TPU の性質を向上させるのに使用できると具体的に明記されている。また、前記証拠の実施例 1～6 を比較すると、前記実施例 6 に使用される原料はポリエーテル中間体を含有していないのに対し、実施例 1～5 はいずれもポリエーテル中間体を含有しており、且つポリエステル繊維の染色サイクルに耐えることができることが分かる。よって、同一の証拠において、前記 TPU の性質を向上させるために、ポリエーテル中間体とポリエステル中間体との混合物を反応原料とする等の方法を採用できるという示唆または教示が存在している。

したがって、前記実施例 6 で開示されている TPU の応用性を向上させるために、当業者には、TPU の性質向上のため、ポリエーテル中間体及びポリエステル中間体を含有する原料を使用する試みを行う動機があり、実際の需要に応じて過度の実験を要することなく容易に本件特許請求項 1 で限定されているような発明を完成できる。

4. 証拠 2 の実施例 6 は、進歩性に関する判断の基礎に適するか否かについて

原告は、以下の通りに主張した。

「訴願決定において、本件特許請求項 1 が進歩性を有しない証拠は、証拠 2 の実施例 5 であるため、実施例 6 は進歩性に関する判断の基礎に適さないと黙認されていることは明らかである。」

これに対し、裁判所は以下の通りに認定した。

原告が主張している内容について、訴願決定書における関連論述は、前記実施例 6 は失敗した比較例であるが、当業者は前記証拠の実施例 1～6 で開示されている技術内容に基づき、本件特許で限定されているような発明を完成できるという意味である。

また、上記の通り、実施例 5 と本件特許請求項 1 で限定されている発明の主な相違点は、実施例 5 に係る繊維の原料成分はポリエステル中間体を含有していないことである。しかし、証拠 2 において、ポリエーテル中間体とポリエステル中間体との混合物を原料とする方法を採用できることが具体的に開示されており、且つ当業者であれば証拠 2 で開示されている内容から、TPU 繊維の成分組成やプロセスの操作条件を調整・制御することにより、その性質を適切に調整できることが分かる。したがって、当業者は前記証拠 2 で開示されている実施例 1～6 のような先行技術の内容に基づき、本件特許請求項 1 に係る発明を容易に完成できる。

弊所コメント

1. 阻害要因の認否について

台湾専利審査基準によれば、先行技術において、ある技術的特徴を「明確に除外する」記載がある場合に限り、前記先行技術には特許出願に対する阻害要因が存在することが認められる。

台湾特許実務において、阻害要因という主張が認められることは極めて少ない。台湾専利審査基準第二篇第三章「阻害要因」の節¹において、下記の通りに記載されている。

「阻害要因とは、出願に係る発明を排除する示唆又は教示に関する内容が関連引用文献において明確に記載されているか実質的に暗示されていることを指す」

また、下記の具体例が挙げられている。

「例えば、特許出願に係る発明がエポキシ樹脂プリント基板材料であり、先行技術においてポリアミド樹脂プリント基板材料が開示されており、さらにエポキシ樹脂材料は安定性及び可撓性を有

するが、ポリアミド樹脂材料に比べ劣ることが開示されている。これより、**先行技術の実質内容ではエポキシ樹脂をプリント基板材料として用いてはならないとは記載されていない**。即ち、先行技術の実質内容によれば、特許出願に係る発明を排除する示唆又は教示は記載されていないため、当該先行文献には**特許出願の発明に対する阻害要因は存在しない**。」

したがって、先行技術において、ある材料が明確に排除されていないか、又は前記材料がある用途には使用できないことが記載されていない場合、現在の台湾特許実務においては、阻害要因という主張が認められることは極めて難しいと考えられる。

本件の場合、証拠 2 の実施例 6 においては、その TPU はポリエステル繊維を染色する際の「130°Cで 60 分間」という条件でのサイクル操作に耐えることができないため、ポリエステル繊維と配合して織物を製作することに適さないと記載されているが、**実施例 6 に係る TPU が織物に応用できないという記載はされていない**。よって、裁判所が指摘した通り、実施例 6 に係る TPU は織物として応用される可能性、例えば無染色織物とされる可能性等がまだまだたくさんある。しかも、実施例 6 に係る TPU には、例えば比較的平らな応力値曲線を有するといったその他の利点がある。

したがって、本件の状況は、前記審査基準で挙げられた例とかなり類似しており、原告の阻害要因に関する主張が裁判所に採用されるのは難しいと考えられる。

2. 先行技術の比較例は特許が進歩性を有しない証拠になり得るか否かについて

阻害要因の主張が難しいのであれば、次の問題は、先行技術の比較例は特許が進歩性を有しない証拠になり得るか否か、即ち、当業者には先行技術における効果が比較的劣っている比較例を参考する動機があるか否かとなる。

この点について、まず、発明は通常、ある特定の技術的課題を解決するために開発・改良されたものである。つまり、特許において、比較例は、このような例が当該発明の解決しようとする課題に対し効果が劣っていることを説明するために記載されていることがある。実際のところ、当該比較例は、前記課題とは異なるその他の課題に対する開発において可能性や利点、ひいてはより良い効果がある可能性がある。よって、**先行技術において比較例として記載されているからと言って、当該例は本件特許が進歩性を有しない証拠にはなれないと判断してはならない**。

言い替えると、比較例は特許が進歩性を有しない証拠になり得るか否かについては、「**当業者には、先行技術の全体的な記載に基づきその比較例を改良する動機があるか否か**」という点をもとに実質的な考慮・判断をすべきである。例えば、先行技術において、当該発明の解決しようとする課

題とは異なるその他の課題に関する示唆があるか否か、又はその比較例は、他の側面の性質において優れた効果やより良い効果を奏することが実質的に示されているか否かを考慮すべきである。

本件において、もし証拠 2 の実施例 6 と本件特許請求項 1 の技術手段の間に大差があり、且つ証拠 2 において、実施例 6 が何らかの優れた効果を有する記載がされておらず、本件特許が解決しようとする課題に関する示唆もない場合、当業者に証拠 2 の実施例 6 を改良する動機があるとは言い難いと考ええる。

しかし実際のところ、証拠 2 の実施例 6 で開示されている内容と本件特許請求項 1 の内容は実質的にほぼ一致しており、かつ証拠 2 の実施例 6 は「証拠 2 自身が解決しようとする課題」に対し効果が劣っているが、その他の技術的課題（比較的平らな応力値曲線）に対し優れた効果を有し、しかもこの効果は本件特許が解決しようとする課題との間に共通性がある。よって、当業者には証拠 2 の実施例 6 に基づき本件発明を完成させる動機があると言える。

更に言うと、証拠 2 の実施例 5 を進歩性欠如の証拠とした場合においても、証拠 2 の実施例 5 と本件特許請求項 1 との主な相違点は、証拠 2 の実施例 5 においてポリエーテル中間体が使用されていることであるが、証拠 2 において、ポリエーテル中間体とポリエステル中間体との混合物を使用する示唆がある。したがって、裁判所は、当業者であれば証拠 2 の実施例 5 に基づき、ポリエステル中間体を更に添加することにより本件発明を完成できるため、本件特許請求項 1 は進歩性を有しないと証明できると認定している。

[1]2023 年版台湾專利審查基準第二篇第三章 3.4.2.1 「阻害要因」

台湾最高行政裁判所、パテントリンケージ登録システムへの新用量の医薬品に係る特許情報登録を否認

台湾最高行政裁判所は 2023 年 11 月 23 日、新用量の医薬品は台湾薬事法第 7 条でいう新薬に該当しないため、特許情報の提出やパテントリンケージ登録システムへの登録を行ってはならないとする判決¹を下した。

台湾薬事法第 4 章の 1 で規定されている「医薬品のパテントリンケージ」は 2019 年に施行され、医薬品メーカーはパテントリンケージ登録システムから医薬品特許の情報を衛生福利部（日本の厚生労働省に相当、台湾 FDA の上級官庁）に提出することができ、提出された情報は前記システムにより自動的に読み込まれ、登録・公開される。しかし、衛生福利部が手作業で情報の確認を行った所、一部の製薬会社から特許情報の登録があった医薬品が、従来の医薬品の用量を変更したものに過ぎず、新薬として特許情報を提出してはならないものであることが判明したため、衛生福利部は該当する登録の取消しを決定した。このうち、米 Merck Sharp & Dohme Corp.台湾支社、台湾愛力根薬品社、台湾諾華社、米 CIMA LABS INC.の 4 社は、当該決定を不服として訴願を提起するも行政院に棄却され、これを受け台北高等行政裁判所に行政訴訟を提起した。同裁判所は台湾諾華社及び米 CIMA LABS INC.に勝訴判決²を下したが、衛生福利部が控訴したことから、これらの案件は現在もなお最高行政裁判所で審理が行われている。

台北高等行政裁判所は米 Merck Sharp & Dohme Corp.台湾支社(MSD)及び台湾愛力根薬品社に対し、敗訴判決を下した。その後、両社は最高行政裁判所に控訴したが、同裁判所は 2023 年 11 月 23 日に両社の控訴を棄却する判決を下した。また同裁判所は判決において、成分が従来と変わらず、用量を変更しただけの医薬品は台湾薬事法で規定されている新薬には当たらないほか、「新薬」の定義を拡大や医薬品パテントリンケージ制度の適用範囲を変更する法改正を行うべきか否かは三権分立の憲法原則に基づき立法院が決定すべき事項であり、行政院が決定できる事項ではない、との見解を示した。

一方、台北高等行政裁判所は台湾諾華社及び米 CIMA LABS INC.に勝訴判決²を下した。台北高等行政裁判所で行われた第一審において、同裁判所は「台湾薬事法第 48 条の 3 第 2 項の文言より、立法者は新薬に係る『物質』、『組成物又は配合』及び『医薬用途』の発明に限り、その特許情報を登録することができると考えており、またパテントリンケージ制度が適用される医薬品については、同法第 7 条で規定されている『新しい成分、新しい効能・複方、新しい投与経路製剤を有する医薬品』に限定されないと考えていることが分かる」との見解を述べたほか、台湾薬事法第 4 章の 1 に記載されている「新薬」とは、新たに（一定期間内に）医薬品許可証（Marketing Authorization、MA）を取得した先発医薬品を指すと認定し、衛生福利部に敗訴判決を下した。しかし、最高行政裁判所は 11 月 30 日及び 12 月 7 日に衛生福利部へ勝訴判決を下した。判決理由は前記 2 件と同様である。

以上から、米 Merck Sharp & Dohme Corp.及び台湾愛力根薬品社による控訴が棄却された判決で

最高行政裁判所が示した見解が、今後の審理で変わるのか否かについて、引き続き注目していく。

[1]最高行政裁判所 111(2022)年度上字第 531 号判決、最高行政裁判所 111(2022)年度上字第 532 号判決、最高行政裁判所 112(2023)年度上字第 110 号判決、最高行政裁判所 112(2023)年度上字第 165 号判決。

[2]台北高等行政裁判所 110(2021)年度訴字第 844 号判決、台北高等行政裁判所 110(2021)年度訴字第 1060 号判決。

Wisdom ニュース バックナンバー

有名ブランド企業は如何にして「先取り登録防止」規定を利用し、登録前に商標を保護するのか（ダニエル・ウェリントン v 王世昌事件）

様々な情報を瞬時に入手できる便利な時代となった現在、ブランドが長年築き上げてきた商業的価値に便乗して、模倣しようとするものがある。このような悪徳業者は、現地の知的財産権に関する法律に精通しており、真の商標権者が出願する前に商標を先取りしてしまう。たとえ大手グローバル企業であっても、このような商標の先取りを完全に防ぐことはできない。台湾を例に挙げると、ブランドの権利者は異議申立や無効審判を提起し、先取りされた登録商標の取消や無効化を図ることができるが、台湾特許庁や裁判所に取消事由や無効事由があると認定されるには、商標を使用した証拠を完全な形で記録しておく必要がある。そして、自分こそが真の商標権者であることを証明するために、各審理における重要な考慮要素が上記記録を通じて明確に示されることも重要である。 [（続きを見る）](#)

台湾知的財産裁判所が訴願委員会のクレーム解釈に対する見解を覆した判例（積層型パッケージ電子部品の圧力測定機構の無効審判事件）

台湾専利法第 58 条第 4 項では「特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈時には明細書及び図面を参酌することができる。」と規定されている。実務上、特許請求の範囲の解釈において、明細書及び図面の記載を参酌することができるか否かについて、長年にわたり議論されてきた。 [（続きを見る）](#)

中国におけるマーカッシュ形式クレームの訂正の制限及びその戦略の提案

マーカッシュ形式クレーム（Markush Type Claim）は、化学や医薬分野でよく用いられる請求項の記載方法であり、同一の請求項に同一のグループに属する複数の組成を含ませ、複数の組み合わせの選択肢により当該請求項に係る発明を特定することができる。しかし、マーカッシュ形式クレームは、高度の概括性を有しており、特許権の公示作用の安定性の維持及び社会公衆と特許権者との間における利益のバランスのために、マーカッシュ形式クレームについての解釈や訂正段階でのマーカッシュ形式クレームの一部の要素を削除する訂正の合法性については、五大特許庁において異なった見解が存在している。 [（続きを見る）](#)

新着情報

弊所執筆の記事「台湾、香港、中国における化粧品ブランドのブランドポートフォリオ及び権利保護戦略」がLuxury Law Allianceの「Global Legal Post」に掲載 (2023年11月3日)

弊所所長の[黄瑞賢弁護士・弁理士](#)が執筆した「台湾、香港、中国における化粧品ブランドのブランドポートフォリオ及び権利保護戦略」という記事が、国際的に有名な組織Luxury Law Allianceの「Global Legal Post」に掲載されました。

この記事では、化粧品メーカーの台湾、香港、及び中国における商標権及び意匠特許権の外国出願の方針について紹介・分析するほか、更に模倣品業者に打撃を与えるための関連措置を提案します。[\(記事の全文はこちら\)](#)

「Luxury Law Alliance」は、世界中の高級品産業の創業者、顧問弁護士、ブランドマネージャー等により創立されました。同組織は、法律に関する戦略、イノベーション及び発展に焦点を当て、法律関連産業の国際ニュース、レビュー、及び分析・比較を専門とするオンライン出版社である「Global Legal Post」の傘下組織です。

台湾現行法及び最新実務に対応した弊所執筆の日本語書籍「台湾専利実務ガイド」 (2020年4月発行) 及び「台湾商標実務ガイド」(2022年2月発行)が発売中



台湾現行法及び最新実務に対応した弊所執筆の日本語書籍「[台湾専利実務ガイド](#)」(2020年4月)及び「[台湾商標実務ガイド](#)」(2022年2月)に[発明推進協会様](#)より発行されています。

2020年4月に「台湾専利実務ガイド」を出版し、台湾での専利出願、無効審判、侵害訴訟などの諸制度を日本の読者に紹介した当書は、各界から多くの反響があり、好評を得ています。

また「台湾専利実務ガイド」に続き、台湾商標に関する書籍として、台湾商標の出願から登録までの流れ、

争議案件に関する解説のほか、商標権の保護まで体系的に紹介した「台湾商標実務ガイド」も 2022 年 2 月 17 日に出版されました。

「台湾専利実務ガイド」及び「台湾商標実務ガイド」の両書は台湾の知的財産権に関して体系的に理解できるものとなっており、皆様のお役に立てるものと考えております。

受賞(Awards)

- 2023 World Trademark Review 1000 でランクイン
- 2023 IAM Patent 1000 「patent prosecution」で選出
- IP Stars 2023 特許・商標権利取得部門でランクイン
- ASIA IP 2023 特許・商標権利取得部門でランクイン



- ✦ 今回取り上げた内容についてご不明な点等がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。
- ✦ 配信停止：タイトルに『配信停止』をご記入のうえ、wisdom@wisdomlaw.com.tw 宛にお送り下さい。
- ✦ 配信先変更：タイトルに『配信先変更』と本文に変更前及び変更後のアドレスをご記入のうえ、wisdom@wisdomlaw.com.tw 宛にお送り下さい。